

改元に伴う休館及び改元対応に関する重要なお知らせ

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の公布に伴い、2019年5月1日より改元が実施されます。また、同日が祝日となり、2019年4月27日（土曜日）から2019年5月6日（月曜日）までが10連休となります。

つきましては、当健康保険組合における改元に伴う対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

● 休館について

2019年4月27日（土曜日）から2019年5月6日（月曜日）

● 通知書の取扱いについて

改元日以降に送付される通知書等に、改元日後の日が「平成」で表記されている場合でも、法律上の効果は変わらないため、有効なものとして取り扱われます。

また、改元日前に送付された「健康保険料等納入告知書」の納付期間等に、改元日後の日が「平成」で表記されている場合でも、同様に有効なものとして取り扱われますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 申請及び届出様式（紙媒体）について

2019年5月以降も、新元号が記載されていない旧様式の内紙による届出は可能です。2019年5月1日以後の日の元号の表記が「平成」と表記された内紙を利用して届出される際は、可能な限り、旧元号を新元号に補正（訂正印は不要）の上ご提出ください。

なお、当健康保険組合で作成している各種届出用紙につきましては、現在、保有している在庫がなくなり次第、順次、変更していくこととしております。

● 電子媒体による届出について

改元の実施に伴い、電子媒体による届出を行う際に使用している各プログラムのバージョン変更が日本年金機構において予定されております。2019年5月1日以降に届出を行う場合には、あらかじめプログラムの更新を行ってから手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、更新対象のプログラムは、日本年金機構ホームページで掲載予定となっておりますのでご確認ください。

● 健康保険料等の納付期限について

平成31年3月分の健康保険料等の納付期限は「2019年4月30日」が休日になることに伴い、「2019年5月7日」となります。

また、口座振替を行っている事業所で、振替日が各月末日の事業所につきましては、平成31年3月分の健康保険料等の口座振替年月日についても、同様に「2019年4月30日」から「2019年5月7日」となります。

● 保養所「みやぎの」の抽選日について

個人申込の2019年6月宿泊利用分の抽選は「2019年4月30日」が休日になることに伴い、「2019年5月7日」となります。